

三菱UFJ 年金情報

Mitsubishi UFJ Pension Report

企業年金関係者のための月刊総合情報誌

《目次》

《退職給付と企業分析》	
退職給付会計見直しの方向性に関する考察	P1
《海外年金制度の動向》	
カナダの年金制度について	P5
《退職給付会計に関する話題》	
IAS19号見直しの開示に関する議論	P9
《やさしい年金数理》	
計算基礎率 その2（予定利率、再評価率、指標利率）	P13
《データでみる年金》	
国税庁の民間給与実態調査	P16
《アドリブ経済時評》	
犯罪が減っている？	P20
《Topics》	
1. 平成22年の最低責任準備金のコロガシ利率について （厚生年金基金、告示改正）	P21
2. 過去期間代行給付現価の予定利率について （厚生年金基金、政令改正）	P24
3. 移換現価率等の変更に関する告示発出（厚生年金基金）	P25
4. 掛金分離等の財政運営基準等への反映 （通知改正、厚生年金基金）	P27

ホームページアドレス：<http://www.tr.mufg.jp/houjin/jutaku/nenkin.html>

**2010年
2月号**



三菱UFJ信託銀行

退職給付と企業分析

～退職給付会計見直しの方向性に関する考察～

《要約》

年金資産・負債の時価変動、いわゆる再測定差額に関してその他の包括利益で処理される方向性にあることは、当期利益及びその他の包括利益各々の情報としての位置付けからは合理的な選択であると考えられます。一方、一連の退職給付会計基準の見直しによる変化として、制度のリスク実態がそのまま反映されるようになることに加えて、退職給付費用の分解表示によってコストやリスク構造が明確化されることがあげられます。

国際会計基準における退職給付会計の取扱いの方向性がみえてきました。すなわち、再測定差額をその他の包括利益として計上すること、加えて退職給付費用は各要素に分解して表示すること、などです。そこでこうした会計基準の見直しで変わる点について検討してみたいと思います。

1. 当期利益とその他の包括利益

一連の国際会計基準の見直し過程で、最も関心を集めたのは資産や負債の変動、いわゆる再測定差額についてその表示をどのようにするかという点であったといえます。一旦は再測定差額を当期利益の計算に含めるという暫定合意がなされましたが、現時点ではその他の包括利益で表示する方法が有力となっています。そこで、まず当期利益の計算に含めることとその他の包括利益で表示されることで何が異なるのかを考えてみます。

当期利益は期間損益であり、しかも本業で獲得する利益であると考えられます。同時に将来の事業収益を予測するうえで最も重要な情報であるはずですが、どのような経済・社会環境でどの程度の収益を獲得したかが、その企業の競争力や成長余力を判断するうえで重要な情報であるからです。一方、その他の包括利益は評価損益（未実現損益）であり、当期利益とその他の包括利益を合計した包括利益は時価変動も含めた株主持分の変動額です。その意味で企業評価のうえで重要な指標であることに間違いありませんが、負債や資産の評価損益がその後の企業の事業収益を判断する材料になるわけではありません。

昨年暮れに、企業会計基準委員会より企業会計基準公開草案第35号「包括利益の表示に関する会計基準（案）」が公表され、日本においても、包括利益やその他の包括利益が導入される方向性が打ち出されました。この結果、日本企業の評価においても、今後は包括利益やその他の包括利益が判断材料の1つになってくると考えられます。もっとも、包括利益の導入は、企業評価の判断材料としての当期利益の価値が低下することを意味するわけではありません。引き続き、当期利益は将来の事業収益を予測するために最も重要な指標

であるからです。国際会計基準で当期利益の計算に再測定差額を含めなかったのは、このように当期利益と包括利益とでは情報としての利用価値に差があることを重んじた結果であるのかもしれませんが。なぜなら、企業にとっては事業での収益獲得能力が最も重要である一方、再測定差額は予測が困難であり、かつ再測定差額の損益が本業の事業収益を左右するわけではないからです。したがって、再測定差額を当期利益に反映させる会計処理が選択されたとしても、投資判断等のために当期利益を予想しようとする場合は、必然的に再測定差額を控除した当期利益を予想することになるはずで、もちろん、要素毎に分解して費用が表示されるわけですから、当期利益の算出に再測定差額が含まれていたとしても、再測定差額控除前の当期利益を予想することは可能です。ただ、再測定差額控除前の当期利益の予想こそが重要であるならば、そもそも当期利益から再測定差額を控除して表示すればよいというのがより合理的な考え方です。したがって、勤務費用及び純利息費用を当期利益で処理し、再測定差額はその他の包括利益で表示するというのは、情報の利用者側にとっては歓迎すべき選択であったかもしれません。

ただし、その他の包括利益がその時点での時価（公正価格）での評価差額であり、その評価差額で株主持分が変動することを考慮すれば、その他の包括利益を含めた包括利益を静態的な企業価値判断の基準あるいはリスク指標として重視する可能性は高いと考えられます。企業年金の関係者にとっては、両者を企業年金の財政運営における継続基準と非継続基準に例えるとわかりやすいかもしれません。企業がゴーイングコンサーンであるとするれば、本業の獲得する将来の利益が企業にとって最も重要であると考えます。株価の判断であれば、将来の収益と現在の時価総額との対比で考えればよいわけです。一方、現時点で事業を止めるという前提に立てば、その時点での支払い債務と保有資産とを比べて企業の解散価値（残余財産）を判断するでしょう。さらに、資産や負債の変動可能性を踏まえて当該企業の抱えているリスクの大きさを測定することも必要かもしれません。その他の包括利益は、そうしたリスク・エクスポージャーを示す指標であるといえそうです。

企業の評価基準は評価する個人によって差がありますし、評価する目的によっても異なります。常識的に考えれば、通常の投資判断を行う場合には、企業がその時点で解散することを前提には考えないはずで、したがって、将来の利益での判断が重要になると思われませんが、下値の目途を判断したり、企業買収などの場合は清算価値を抛り所にする可能性があります。

2. 今般の会計基準見直しによる3つの変化

今回の国際会計基準の見直し、さらにそれに続く日本の会計基準見直し（将来的にはアドプションによって日本企業が国際会計基準を適用する可能性もありますが）における大きな変化は以下の3つであると考えられます。

- (1) 即時認識によって制度のリスク実態が企業の財政状態へそのまま反映される
- (2) 費用の分解表示によってコスト、リスク構造が明確になる



(3) 詳細な情報開示によって制度の管理運営体制や方針の明示が求められる

そこで、簡単なシミュレーションを基に、これまでの基準での数値の動きと国際会計基準で予想される処理との違いをみてみることにします。

第1表は、PBOの残高及び勤務費用が横ばい、再測定差額は年金資産の時価変動のみで発生するとしてこれまでの遅延認識での費用と国際会計基準で現在想定されている処理(以下、略して即時認識といいます)との差異をシミュレーションしたものです。

遅延認識による処理の場合、勤務費用、利息費用は横ばいですが、数理計算上の差異の処理によって退職給付費用は大きく変動しています。これに対し、即時認識による処理では、年金資産の変動によって純利息費用が若干増減するものの、当期利益段階で計上される費用の総額は大きく変動しません。ただし、時価変動に伴って再測定差額は大幅に変動しています。

(第1表) 遅延認識、即時認識の処理事例

項目	20X1年度	20X2年度	20X3年度	20X4年度	20X5年度	累計額
PBO(期首数値)	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
年金資産(期首数値)	1,250	1,150	1,050	850	1,100	1,150
現行(遅延認識)						
未認識数理計算上の差異(期末数値)	125	236	432	152	100	
(当期発生額)	125	123	221	△233	△28	208
勤務費用	70	70	70	70	70	350
利息費用(割引率2%)	32	32	32	32	32	160
期待運用収益(期待運用収益率2%)	△25	△23	△21	△17	△22	△108
未認識数理計算上の差異の費用処理額	0	12.5	24.8	46.9	23.6	108
退職給付費用(遅延認識)	77	92	106	132	104	510
即時認識						
勤務費用(A)	70	70	70	70	70	350
純利息費用(B)	7	9	11	15	10	52
(A)+(B)・・・当期利益に計上される費用	77	79	81	85	80	402
再測定損益(当期発生額)	125	123	221	△233	△28	208
再測定損益(累積額)	125	248	469	236	208	

(注1) 数理計算上の差異は年金資産でのみ発生し、遅延認識(翌期から処理)、即時認識(再測定)することを想定。正の値の場合、費用は増加

(注2) 遅延認識については、発生した数理計算上の差異を10年で処理するものとした。

(注3) 純利息費用=(退職給付債務-年金資産)×割引率。割引率=期待運用収益率としたため、再測定損益=数理計算上の差異(当期発生額)

(注4) 累計額の欄の退職給付債務、年金資産は20X5年度末数値

結局、このシミュレーションで分かるのは、遅延認識を行っても、費用が安定するわけではなく、リスク実態が明確にされているわけでもないということです。確かに、当期の時価変動がすべて当期利益で表示されるよりも当期利益のボラティリティが抑制されることは事実ですが、勤務費用も利息費用も横ばいでありながら、費用が大きく振れているのは期間損益の実態が正確に伝えられているのかという疑問も残ります。

逆に、即時認識で分解表示が行われると、実態が明確になります。具体的には、労働の対価としての給付コストは概ね一定であること、一方で著しい運用リスクにさらされ、資産価格が大きく変動しているという実態が浮かび上がります。仮に、リスクに着目して企業を評価するのであれば、このリスク実態が企業の体力と比較して過大ではないか、あるいはこうした変動はリスク管理が適切に行われなかった結果であるかなどについて、別途判断すればよいわけです。

3. リスク構造の明確化とその影響

前述のシミュレーションのとおり、再測定差額がその他の包括利益として計上されることになれば、退職給付に関連して当期利益が振れることは以前より格段に抑制されることとなります。その一方で、その他の包括利益は大きく振れることとなります。したがって制度のリスク実態は今まで以上に鮮明に反映されるといっても過言ではありません。

このリスクをどのように考えるかという点も重要です。包括利益やその他の包括利益の概念が導入されると、当期利益のボラティリティさえ回避すればよいというわけにはいかないからです。株主資本とその他の包括利益と累積額を合わせた株主持分は確実に時価変動分だけ増減するわけですから、リスク管理を徹底するか、もしくはリスク自体を削減あるいは排除するなどを検討する必要があります。

もちろん、このリスクは退職給付に限らず、その他の有価証券などにもあるわけですが、退職給付に関していえば前述のとおり、リスク・エクスポージャーと企業体力との比較が重要であると思われます。その意味ではリスクの低減は引き続き大きな課題であり、これまでも運用リスク回避のために指向されてきた確定拠出年金の導入なども解決策の1つになると考えられます。ただ、会計基準の見直しにより評価の尺度が変化する可能性がある点に留意する必要があります。この点については次号で指摘することとします。

これまでの会計基準ではリスクとコストの構造が必ずしも明確でなかったため、リスクを排除することにより大きな焦点があたっていたと考えられます。特に、費用が大幅に変動することに伴う当期利益の変動を回避することが意識されていたと考えられます。ただ、見直し後での会計処理においてはコストが分解されて表示されるため、リスクとコスト構造がより明確になります。したがって、これまで必ずしも明瞭でなかったリスクとリターンの関係、あるいはリスクを排除することに伴うコストの変化がより鮮明になる可能性があります。この具体的な内容についても次号で検討することとします。

年金コンサルティング部 リサーチグループ 久野

海外年金制度の動向

～カナダの年金制度について～

《要約》

カナダの公的年金制度は、日本の年金制度と同様に、基礎年金の上に所得比例年金が乗った形態です。定期的な財政検証で、保険料・給付を自動調整する機能も持っています。日本と異なる特徴は以下のとおりです。

- ・ 基礎年金は居住が条件であるため、ほとんどの受給者が満額に近い金額を受けています。基礎年金の財源は全額税です。
- ・ 加入対象が、被用者、公務員、自営業者と一元化されています。
- ・ 低所得者には、付加給付があり、年金も年4回の物価スライドがあります。一方、高所得者には、年金を税金で払い戻すクローバック制度（Claw back、取り戻しの意味）によって給付調整が行われています。

企業年金は、確定給付（DB）制度が主流ですが、確定拠出（DC）制度への移行が進んでいます。さらに、企業年金や個人年金の加入率も減少し、国民の老後所得の不足が懸念されているため、連邦、州政府の財務大臣が集まり、補足積立制度の検討を行うことで、2009年12月に合意したもようです。日本の公的年金改革や適格年金廃止後の企業年金の姿を検討する上で、参考となる制度・取り組みであると言えます。

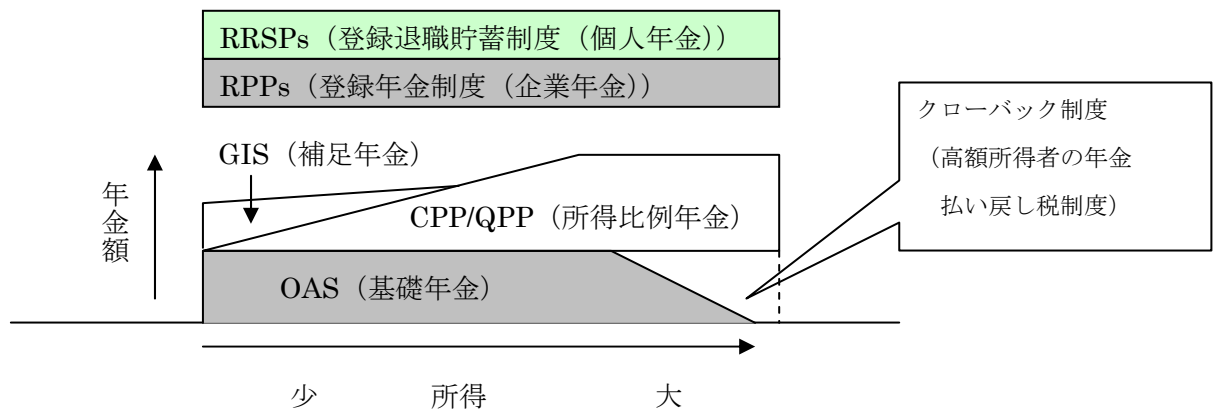
カナダは、日本の27倍という世界第2位の広大な国土を持ちながら、人口はわずか約3,360万人にすぎません。移民が多い多民族国家で、米国と国境を接していますが、英連邦の一員としてヨーロッパ的な部分を多く持っています。州の自治権が強く、特にフランス系住民の多いケベック州は独自色が強く、内容はほとんど同じではあるものの、独立した公的年金制度を持っています。制度を導入するためには、連邦と州政府の両方の合意や協力を必要としますから、全国共通の制度を持つには大きなエネルギーを必要とします。

本号では、今後の日本の年金制度改革に参考になるとと思われるカナダの公的年金制度を中心に紹介します。

1. 公的年金について

年金制度の構成は、日本と同じように1階部分（基礎年金）と所得比例の年金である2階部分に分かれています。他に、低所得者向け補足給付であるGIS（所得保障補足年金）があります（第1図参照）。

(第1図) カナダ年金制度の構成 (イメージ)



① 基礎年金 (OAS、Old Age Security)

18歳以降で10年以上在住する65歳以上の者に給付されます。通算40年以上の居住で、満額が給付され、月額が満額で502.31カナダドル(2008年、約45,200円、1カナダドル=約90円、以下ドルと表示します)。居住が要件となっているため、ほとんどの人が満額近くの金額を受け取っています(居住が短いと減額されます)。財源は全額税金で賄われます。特徴的なのは、クローバック制度と呼ばれる払い戻し税制度があることです。具体的には、一定所得(2008年、年64,718ドル、約582万円)以上の所得者は、超過額の15%に相当する部分を払い戻す必要があります。実質的なOAS年金の減額です。年収が高額(2008年、年104,903ドル)になると、OAS年金が0となります。ただし、オーストラリアなどに見られる保有資産額による給付の調整はありません。

物価スライドが、年4回(四半期ベースで)実施される点もユニークです。給付時に課税されます。

② 所得保障補足年金 (GIS、Guaranteed Income Supplement)

OAS年金に付加して毎月支給されます。OAS年金受給者で、所得が一定(年15,672ドル(約140万円)、2009年)未満の人が対象です。単身者で最大月652.51ドル(約59,000円、2009年)、平均給付額は月435.02ドル(約39,000円、2008年)です。給付には年1回ですが、物価スライドがあります。財源は、OAS年金と同様に税です。2007年には、約160万人がこの年金を受け取っています。

③ 所得比例年金 (CPP&QPP、Canada Pension Plan & Quebec Pension Plan)

給付上限を持つ所得比例年金です。ケベック州だけが独自の制度(ケベック・ペンション・プラン、QPP)を持ち、その他はカナダ・ペンション・プラン(CPP)と呼ばれます。QPPとは、年金の通算も行われており、内容は遺族年金など一部を除けば同一内容です。対象者は、被用者(公務員を含む)、自営業者で、日本と違って一元化されていると言えます。保険料率は、労使折半で合わせて給与の9.9%。自営業者は全額を支払います。保険料算定の給与上限は、年44,900ドル(約404万円)。1年以上保険料を納入し、原則65歳以

上の者に、保険料累計に基づいて給付が決まり、年金の満額（上限）は、月額 884.58 ドル（約 79,600 円、2008 年）。平均年金月額は、481.46 ドル（約 43,300 円、2007 年 10 月）となっています。平均所得の 25%を得るようにするのが目標で、60 歳からの繰上げや 70 歳までの繰り下げが可能です。ちなみに、その減額率は、繰上げ、繰下げ共に、月 0.5%です。後者は日本と同率です（前者は日本では、0.7%）。

所得保障補足年金同様、年 1 回の物価スライドがあり、給付は課税されます。資産は一部が積み立てられ、政府や議会から独立した CPP 運用委員会が資産をコントロールしています。同委員会は、コミュニケーション指針の策定や専門組織を通じて、国民向けの情報提供に積極的です。

また、保険料・給付の自動調整機能があります。3 年毎の財政検証で、均衡が保てないときは、保険料の引き上げ、スライドの停止が法定されています。財政運営上、年間給付費のおよそ 5 年分の積立金を保有するのが目標です。

2. 企業年金等について

税制適格の年金制度として、登録年金制度と言われる RPPs (Registered Pension Plans) と個人年金の RRSPs (Registered Retirement Savings Plans) があります。両方加入したり、複数の RRSPs に加入することも可能です。

このような私的年金が、老後所得に占める割合は、1992 年から 2006 年にかけて、23%から 32%に増加し、比重が高まっています。

① RPPs (登録年金制度)

いわゆる税制適格年金ですが、最近は加入率が減少しているようです。確定給付型と確定拠出型の 2 通りがあります。労使が拠出する DB 制度が主流ですが、カナダでも DB 制度から DC 制度へのシフトが起こっています。2006 年でみると、加入者の 81%が DB 制度で、典型的な給付算定式としては、公的年金の算定給与までが 1 年あたり給付率 1.3%、それを超える給与には、2%です。掛金率は、労使で 8.5%ほどです。16%が DC 制度に加入しており、残りは、ハイブリッドなどです。企業年金の加入者の被用者に占める割合は、2006 年末で 37%です。

② RRSPs (登録退職貯蓄制度)

税制適格の確定拠出型個人年金で、最も一般的な老後資金の積立方法です。前年所得の 18%までを拠出することができ、拠出上限は、すべての確定拠出型を通して年 2 万ドル（2008 年）です。税制は拠出時と運用時が非課税、給付時に課税となっています。

3. 最近の動向

私的年金の主流である RRSPs は、確定拠出型であり、2008 年の金融危機で個人の損失が拡大しました。一方、350 万人の勤労者が企業年金や個人年金に加入しておらず、将来の貧困者の増加が懸念され、全国的な制度の改善が検討されています。

カナダのコンサルタントで「年金大革命」の著者であるアンバクシュア氏は、全国共通の自動加入の確定拠出型年金「カナダ補足年金制度」の創設を提案しています。

高齢化の進展と金融危機の影響を受けて、国民の老後所得の充実のため、CPP（公的年金）を補完する制度の検討を始めることが、2009年12月に、連邦及び各州財務大臣の間で合意されました。候補案の中には、CPPの補完制度の創設、金融機関が提供する団体貯蓄制度の創設、CPPの拡充などが含まれています。

4. おわりに

カナダの年金制度は、2009年12月号でご紹介したメルボルン・マーサー・グローバル年金指数で、11か国中第4位になるなど比較的高い評価を受けています

日本と似た制度の構成ながら、高い評価を受けているのは、①基礎年金部分が税方式で、実質的な最低保障年金である、②保険料・給付の自動調整機能、③企業年金と個人年金の両方を使った老後資金積立、④政府や運用委員会が国民の実態・意識を知ることに注力し、理解を得ることの努力などが理由と考えられます。こうした点は、今後の日本の年金改革にも参考となるでしょう。

以上

年金コンサルティング部 リサーチグループ 遠藤

<主な参考資料>

- ・ OECD, “Pensions at a Glances 2009” (June, 2009)
- ・ Edward Tamagno, “The Canadian Pension System” (September, 2005)
- ・ Philippe Gougeon, “Shifting pensions” (Perspectives of Statistics Canada, May, 2009)
- ・ 「世界の年金情報（カナダ）」（年金シニアプラン総合研究機構、2008年1月）
- ・ 「カナダ年金情報」（月刊企業年金、企業年金連合会、2008年9月）
- ・ 参考ホームページ
 - Human Resources Development Canada: <http://www.hrsdc.gc.ca/eng/home.shtml>
 - カナダ統計局：Statistics Canada: www.statcan.gc.ca



退職給付会計に関する話題

～IAS19号見直しの開示に関する議論～

《要約》

現在の退職給付に関する会計基準IAS19号で求められる開示の内容はわが国の基準と比べてかなり充実しています。

しかし、退職給付債務の変動や年金資産の変動などに起因するリスクを把握するためには不足しているとの指摘があり、開示を充実させる方向で議論が進んでいます。主な追加開示項目は以下のとおり、退職給付制度のリスクを把握することが主目的です。

- ① 将来の昇給を織り込まない退職給付債務の額
- ② 数理上の仮定の変更の影響度合い（定量的な感度分析）
- ③ 年金資産の市場リスク

2010年1月21日に開催された国際会計基準審議会（IASB）理事会ではかなり詳細な開示内容が提案されましたが、一部の理事から「あまりにも詳細すぎる」との意見が出て、開示項目の整理が行なわれる方向になりました。

1. 現在のIAS19号の開示内容

退職給付会計における開示の目的は「財務諸表の利用者が、給付建制度に関する表示された数値の意味を正しく理解し、かつ、給付建制度を運営することに伴うリスクの要因と大きさを評価することが可能となる情報を提供すること」です。

財務諸表の利用者には、投資家、当該企業の従業員・経営者・取引先・債権者・顧客などの利害関係者、規制当局などが考えられます。利用者の種類によっては開示に求める要素が異なる可能性があります。しかし、全ての利用者のニーズを満足しようとした場合には、開示の量が膨大かつ複雑となり、かえって利用者の理解を妨げることにもなりかねません。国際会計基準（IFRS）の開示に関する議論では「財務諸表の利用者として（ある程度の知識のある）投資家を想定すればその他の利用者のほとんどのニーズを満たすことができる」としています。

現在のIAS19号の開示内容は第1表のとおり、年金制度の積立状況、掛金・給付、実際の運用収益や年金資産の投資方針、さらには翌年度のキャッシュアウトなど、わが国の退職給付会計基準と比較してかなり充実していることが判ります。しかし、年金資産評価に関する情報の開示（米国会計基準FAS132(R)号では開示が求められています）は求められていないこと、計算の前提に関する開示は行われているもののその変更による影響については触れられていないなど、将来の変動要素に関する開示は求められておらず、この点が不十分であると指摘されていました。

(第1表) IAS19号で求められる開示内容(主要部分)

- | |
|-----------------------------|
| ① 退職給付制度の一般的説明 |
| ② 退職給付債務の期首残高から期末残高への調整表 |
| ③ 退職給付債務の内訳(積立制度と未積立制度) |
| ④ 年金資産の公正価値の期首残高から期末残高への調整表 |
| ⑤ 損益計算書の費用要素の額 |
| ⑥ 年金資産の主な分類ごとの金額又は割合 |
| ⑦ 期待運用収益率の設定方法に関する記述 |
| ⑧ 主要な数理上の仮定 |
| ⑨ 翌年度に年金制度に拠出される予想金額 |
| ⑩ 決算期以前5年間の積立状況の額 |

○ …… 現行の日本基準にない開示

2. 開示内容に関する議論の経緯

IASBは2008年3月にIAS19号の見直し(2011年の完了を目標とした第1フェーズ)に関するディスカッション・ペーパーを公表し、意見を募集しました。その中では、数理上差異等の遅延認識の廃止、数理上差異等の損益の表示、拠出ベース約定(キャッシュ・バランス制度のような累積給付制度)の概念の導入・会計処理の見直し、などが提案されていました。意見募集の結果、拠出ベース約定の導入は時期尚早(IAS19号の抜本見直しを行なう第2フェーズへ検討先送り)とされ、それに替わって「開示の充実」が第1フェーズのテーマとして採り上げられました。

給付建制度に関する開示の充実に関する議論のポイントは「PBOとは異なる基準で算定した債務の開示を行うべきか否か、開示を行うとすれば何を開示すべきか」と「給付建制度に関する必要十分な開示項目とは何か」です。

「PBOとは異なる基準で算定した債務の開示」についてですが、もともと2008年3月に公表されたディスカッション・ペーパーでは将来の抜本的な見直しの際には退職給付債務の測定方法として、(a)退職給付制度の清算価格、(b)公正価値(Fair Value)、(c)累積給付債務(PBOと同様の測定方法だが昇給を織り込まない方法: Accumulated Benefit Obligation = ABO)、の三つが候補として挙げられていました。2009年7月理事会の事前資料ではIASB事務局は「PBOと異なる基準に基づく債務を開示することは混乱を招く」として反対していましたが、理事会ではABO(累積給付債務)を開示する方向で暫定的に合意しました。2009年11月の理事会では、ABOの開示が適切か否かについて再検討されましたが、昇給を見込まない債務であるABOは重要な債務であるとの観点から、開示することが再確認されました。

個人的な意見ですが、将来のIAS19号の見直しの際には、現在のPBOに替わってABOが新しい退職給付債務の有力な候補となる前触れとも考えられます(IASBが将来のIAS19

号の見直しの参考とされる英国会計基準審議会 ASB の意見（三菱UFJ年金情報 2008年7月号参照）の方向性と一致しています。

「給付建制度に関する必要十分な開示」に関しては2009年5月理事会から検討が進められています。退職給付制度は、特定の事象が生じたときに給付金の支払いが起こるという点では保険契約（IFRS4号）と類似していますし、退職給付債務は事業主の従業員に対する金融負債であり年金資産は金融資産です。このように金融商品（IFRS7号）とも関連性があるため、退職給付制度の特性を踏まえた上で、これらの基準による開示とのバランスに配慮して検討が進められています。

年金資産に関しては金融資産の公正価値の開示に基づいて、年金資産の公正価値を開示する方向で暫定的に合意されています。具体的には金融資産の公正価値の開示に関する基準（2009年5月公開草案公表）に基づいて、ア）公正価値測定の区分（レベル1～3）^{（第2表）}の内訳、イ）観測不能なインプット（レベル3）についての開示（期首と期末の残高、期中増減の明細など）、ウ）公正価値測定の評価技法ならびにインプットに関する情報等を開示する方向で検討されています。現在の年金資産の開示（年金資産の投資方針）に加えてこのような開示を行うことによって、年金資産に関連するリスク（投資リスク・年金資産の流動性リスクなど）を把握することが可能になります。

（第2表）公正価値測定区分

区 分	定 義
レベル1	活発な市場における同一資産・負債の公表価格
レベル2	直接あるいは間接的に観測可能なインプット(仮定)により測定された公正価値
レベル3	観測不能なインプット(仮定)により測定された公正価値

一方、退職給付債務については、既に述べたとおり ABO を開示することで暫定合意されていますが、さらに退職給付債務の変動リスクを把握するための開示を充実する方向で検討されています。

欧米先進国の退職給付制度では、退職時の給与に基づいて算定された年金額を終身にわたって支払う（遺族に終身支給することもあります）ことが一般的であり、物価スライドや賃金スライドが行なわれる場合もあります。このような制度では、我が国と同様に将来の退職見込み（退職時期・割合）や昇給の見込みが重要であるだけでなく、死亡率の見込みやインフレの見込みなども退職給付債務の額に大きな影響を与えます（これらの将来予測のための前提を「数理上の仮定」と呼びます）。例えば、「死亡率が将来改善され、年金の（予想）支給期間が延びた場合の退職給付債務の増加額」や「インフレ率が上昇（＝年金額が増加）した場合の退職給付債務の増加額」などは退職給付制度運営に伴うリスクであり、財務諸表利用者にとって重要かつ有益な情報です。このような点を踏まえ、数理上

の仮定の変更に伴う定量的な影響の開示（感応度分析）を充実させる方向で検討が行われてきました。

3. 2010年1月理事会の状況

給付建制度に関しては「ABOの開示」・「年金資産の公正価格に関する開示」・「数理上の仮定の変更に伴う感応度分析」などが追加開示項目とされる方向ですが、2010年1月のIASB理事会ではIAS19号見直しの公開草案に向けて事務局が作成した事前資料「公開草案に含まれるべき開示内容」に基づいて検討が行なわれました。

事前資料では、給付建制度の開示に関する要件を27の大項目に分類し、財政状態計算書（貸借対照表に相当）・包括利益計算書ごとに詳細に記述されています。例えば、財政状態計算書における「期初と期末の退職給付債務の変動額とその変動要因ごとの内訳（給付金支払いによるもの・数理上の仮定の変更によるものなど）」、包括利益計算書における「勤務費用・過去勤務債務費用・純利息費用の分解開示（当期純利益項目）、年金資産の実収益（年金資産×割引率の額調整後）・数理上の仮定の変更に基づく再評価変動額（要因ごと）の開示」などその内容は詳細にわたります。

この案に対して、一部の理事から「開示項目が膨大であり、事業主にとってあまり重要でない情報を削除し、もう少し簡略で判りやすい開示にすべきである」との異論が出されました。それを受けて一部の理事からなるグループを構成し、2010年2月の理事会に向けて開示に関する要件を再整理することになりました。

IAS19号の見直しで給付建制度に関する追加開示事項に関する議論はこのような状況にあります。その基本的な考え方は「現在の状態を客観的に表示された数値に関する将来起こりえる変動を推測するための情報の提供（リスクの把握）」です。退職給付制度は長期にわたる制度ですので、様々な前提（仮定）を置いて債務を測定し、また、給付の原資である年金資産も換金される時期が特定されていない状態で財務報告を行なうのが退職給付会計の特徴です。そのため、財務報告の数値は（不確実性を含むという意味で）確定数値ではなく、将来変動する可能性があります。開示の充実によってその変動リスクを財務諸表の利用者が把握し易いようにするのは意味のあることだと思いますが、あまりにも詳細にわたる開示はかえって財務諸表の利用者を混乱させることになるでしょう（詳細な開示を正しく理解するためにはアクチュアリー・年金数理人のような専門知識が必要でしょう）。退職給付債務の変動に関しては割引率の変動の影響等重要なものに留めるのが現実的ではないでしょうか。

年金コンサルティング部 佐野邦明



やさしい年金数理 第6回

～ 計算基礎率 その2（予定利率、再評価率、指標利率）～

《要約》

「予定利率」は将来の予想運用収益率で、設定する水準によって掛金額に影響を与えます。低く設定すると掛金率は高くなりますが、不足金の発生する可能性は低くなるため、低く設定するほうが保守的です。キャッシュバランスプランで使用されるのが「再評価率」と「指標利率」であり、前者は仮想個人勘定残高に付利する利率、後者は「仮想個人勘定残高を年金に換算する給付利率のことです。

今回は、計算基礎率のうち、将来の運用収益等の予測である「予定利率」、およびキャッシュバランス制度で用いる「再評価率」「指標利率」について取り上げます。

1. 予定利率

（1）予定利率の意義

前回、掛金の算定において、将来の給付や掛金収入を見込むため、「計算基礎率」を用いて将来の脱退・昇給や、将来の運用収益等の諸要素を予測すると述べました。予定利率は、「計算基礎率」のうち将来の運用収益の予測に関わるものであり、積立てられた年金資産が資産運用によりどのような割合で増えていくかを予測する重要な計算基礎率と言えます。掛金の算定においては、将来の給付額等の割引計算に用いる利率となります。

（2）予定利率の設定

掛金の算定において、予定利率は積立金の運用収益の長期予測に基づき合理的に決定することが求められており、下限予定利率以上で設定することになります。

<参考：厚生年金基金・確定給付企業年金の下限予定利率>

平成19年度：1.3%

平成20年度：1.4%

平成21年度：1.5%

予定利率設定にあたっては、将来実現する利率を正確に予測することは困難なため、年金資産の期待運用収益率を基準に設定することになります。なお予定利率は、長期的な変動に適応できるよう保守的に設定することが望ましいと言えます。

（3）予定利率が財政運営に与える影響



次に、予定利率が財政運営等にどのような影響があるかを考えます。

まず、掛金率への影響を考えると、一般的に、予定利率を低く設定した場合、掛金率は高くなります。なぜなら低い予定利率を採用すると将来の利息収入を少なく見込む結果となり、同額の給付を賄うためには、利息収入の減少分を掛金収入で補うことが必要になるからです。逆に予定利率を高く設定すれば、一般的に、掛金率は低くなります。

次に、毎年の財政決算への影響を考えます。予定利率は運用利率の予測であるため、実績の運用利率が予定利率を下回れば、財政決算時に差損が発生します。すなわち、予定利率を高く設定した場合、その分実際の運用利率が予定利率を下回る可能性が高くなることから、財政決算時に不足金が発生する可能性も高くなります。逆に、予定利率を低く設定すれば、不足金が発生する可能性は低くなります。

このことから、予定利率は低く設定した方が、より保守的と言えます。

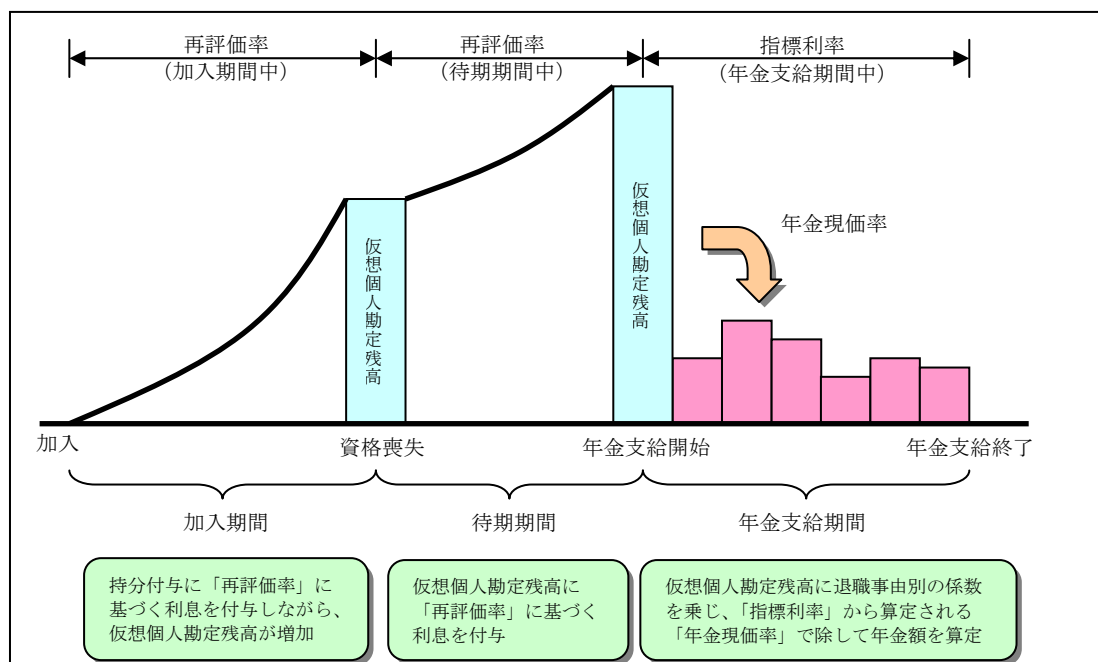
2. 再評価率・指標利率

(1) 再評価率・指標利率とは

次に、キャッシュバランスプランで使用する再評価率、指標利率を紹介します。

キャッシュバランスプランでは、每期、付与する持分付与額とその持分に対する利息の元利合計（＝仮想個人勘定残高）を用いて給付額を計算します。この付利に用いる利率を「再評価率」、仮想個人勘定残高を年金に換算するための給付利率（年金換算率）を「指標利率」と呼びます。

<イメージ>



(2) 再評価率・指標利率の予測

再評価率・指標利率は、国債利回り等を基準に設定することができます。この場合、再評価率・指標利率は国債利回り等に従い変動することになるため、掛金の算定における将来の給付額の見込みには、再評価率や指標利率の予測が必要になります。

再評価率・指標利率は予定利率と同様に、将来実現する利率を正確に予測することは困難なため、①評価時点の実績値、②過去一定期間の平均値、③市場や経済環境の将来の見通しに基づいた予測値等により見込むこととなります。予測にあたっては、将来の年金財政への影響を勘案した上で慎重に決定することが必要です。

(3) 再評価率・指標利率の影響、予定利率との関係

再評価率・指標利率の予測は、将来の給付額の見込みに影響します。再評価率を高く設定すると、その分利息付与が多くなり、将来の給付を多く見込むこととなります。同様に、指標利率を高く設定すると、年金支給期間中に付与される利息の見込みが多くなり、将来の年金給付を多く見込むこととなります。

このため、再評価率・指標利率の予測を高く設定すると、掛金率は高くなり、逆に再評価率・指標利率の予測を低く設定すると、掛金率は低くなります。

これは、1 (3) 予定利率の掛金率への影響と逆の動きとなっています。このため、再評価率・指標利率を予定利率と連動させて見込んでいる場合は、予定利率の変更による掛金率の変動を抑える効果があります。

年金信託部



データでみる年金

～国税庁の民間給与実態調査～

《要約》

国税庁の民間給与実態調査をみると、ここ十数年給与、賞与が減少傾向を続けていることがわかります。収入の減少で、税金の支払も減少していますが、税引き後の所得は確実に低下を余儀なくされているはずです。企業収益の低迷が被用者の所得を減少させ、結果的に消費が盛り上がりを欠き、景気停滞で税収も低迷するという日本が抱える大きな課題がこの統計からも浮かび上がってきます。

国税庁の民間給与実態調査は、男女別、給与階級別、企業規模別などの給与実態を明らかにし、同時に税収の見積もりや租税負担の検討等の基本資料とすることを目的に、昭和24年から実施されています。今回は、この調査から民間の給与、賞与の支給及び税負担の状況について見ていきます。

1. 給与収入は長期にわたり低迷

この調査の特色は、従業員が1人しかいない事業所から5000人以上の事業所まで対象が幅広く、その企業規模別の給与実態がわかること、さらには給与階級別、年齢・勤続年数別の給与所得の分布がわかることなどが上げられます。平成20年の調査は、平成20年12月31日現在で民間事業所に勤務している給与所得者（所得税納税の有無は問わない）を対象としています。従業員にはパートやアルバイトを含み、役員も対象となっています。

〔第1表〕1年を通じて勤務した人の給与総額及び平均給与等 (単位:千人、百億円、千円、%)

年	給与 所得者数	給与総額	前年比	平均給与	前年比	平均賞与	前年比	給与+ 賞与	前年比
平成8年	44,896	20,688	1.9	3,712	0.6	896	1.5	4,608	0.8
平成9年	45,263	21,151	2.2	3,767	1.5	906	1.1	4,673	1.4
平成10年	45,446	21,121	△ 0.1	3,766	△ 0.0	881	△ 2.8	4,647	△ 0.6
平成11年	44,984	20,752	△ 1.7	3,798	0.8	816	△ 7.4	4,614	△ 0.7
平成12年	44,939	20,716	△ 0.2	3,803	0.1	807	△ 1.1	4,610	△ 0.1
平成13年	45,097	20,474	△ 1.2	3,765	△ 1.0	775	△ 4.0	4,540	△ 1.5
平成14年	44,724	20,026	△ 2.2	3,752	△ 0.3	725	△ 6.5	4,477	△ 1.4
平成15年	44,661	19,826	△ 1.0	3,738	△ 0.4	701	△ 3.3	4,439	△ 0.8
平成16年	44,530	19,541	△ 1.4	3,701	△ 1.0	687	△ 2.0	4,388	△ 1.1
平成17年	44,936	19,628	0.4	3,694	△ 0.2	674	△ 1.9	4,368	△ 0.5
平成18年	44,845	19,502	△ 0.6	3,676	△ 0.5	672	△ 0.3	4,348	△ 0.5
平成19年	45,425	19,859	1.8	3,685	0.2	687	2.2	4,372	0.6
平成20年	45,873	19,707	△ 0.8	3,650	△ 0.9	646	△ 6.0	4,296	△ 1.7

(注) 平均給与、平均賞与は1人当たり平均



この調査を基に民間給与の長期トレンドをみてみます。平成20年までの推移をみると、給与所得の総額は平成10年以降、平成17年と19年を除いてすべて前年比マイナスとなっています。給与所得者の数は概ね横ばいであり、1人当たりの給与+賞与を計算すると平成19年を除いてマイナスとなっています。業績等に応じて変動すると考えられる賞与の増減率が給与に比べて大きくなっていますが、平均給与も継続的に低下しているのが分かります。この調査では、パート、アルバイトと正規職員といった区別はされていないため、推測の域は出ませんが、非正規社員の増加が平均給与の低下の一因になっている可能性があります。いずれにせよ、給与総額が減少を示しているわけですから、国内消費が盛り上がりや欠く要因になっていることは間違いないと思われれます。なお、平成20年の平均賞与は前年比6%と大幅な減少となっていますが、各種報道等を見る限り、平成21年はさらに落ち込んでいる可能性は高いと考えられます。

(第2表)男女別の給与総額及び平均給与 (単位:百億円、千円、%)

	給与総額				給与+賞与(1人当たり平均)			
	男	前年比	女	前年比	男	前年比	女	前年比
平成8年	16,126	1.8	4,562	2.5	5,685	0.8	2,760	1.0
平成9年	16,504	2.3	4,647	1.9	5,770	1.5	2,789	1.1
平成10年	16,447	△ 0.3	4,674	0.6	5,721	△ 0.8	2,800	0.4
平成11年	16,107	△ 2.1	4,645	△ 0.6	5,675	△ 0.8	2,799	△ 0.0
平成12年	16,082	△ 0.2	4,634	△ 0.2	5,665	△ 0.2	2,800	0.0
平成13年	15,817	△ 1.6	4,657	0.5	5,580	△ 1.5	2,780	△ 0.7
平成14年	15,414	△ 2.5	4,612	△ 1.0	5,483	△ 1.7	2,777	△ 0.1
平成15年	15,257	△ 1.0	4,570	△ 0.9	5,442	△ 0.7	2,748	△ 1.0
平成16年	14,888	△ 2.4	4,653	1.8	5,410	△ 0.6	2,737	△ 0.4
平成17年	14,936	0.3	4,692	0.8	5,384	△ 0.5	2,728	△ 0.3
平成18年	14,788	△ 1.0	4,714	0.5	5,387	0.1	2,710	△ 0.7
平成19年	15,084	2.0	4,775	1.3	5,423	0.7	2,713	0.1
平成20年	14,813	△ 1.8	4,893	2.5	5,325	△ 1.8	2,711	△ 0.1

上記のとおり、この調査では正規社員と非正規社員とは分けられていませんが、男女別の数値は公表されています。男女別にみると、女性の給与総額は過去5年間連続して増加しています。ちなみに、女性の給与総額の増加は給与所得者数が増加したことによるものです。第2表では表示していませんが、女性の給与所得者数は平成8年の1653万人から、平成20年は1806万人まで増加しています。特に平成16年以降、顕著な増加を示しています。なお、平均給与の騰落率に関して、男性と女性で際立った違いがあるとはいえませんが、若干女性の低下率が鈍いような印象を受けます。

2. 税負担は減少するものの、可処分所得は低迷

国税庁の調査であり、徴収した源泉税の額も公表されています。税額は税制改正との関連でみる必要がありますが、平成10、11年には特別減税や定率減税などの効果で税負担が

(第3表) 給与総額と源泉徴収税額(所得税) の推移 (単位: 百億円、%)

	給与総額 (A)	税額 (B)	前年比	(B) / (A)	(A) - (B)	前年比
平成8年	20,688	1,028	1.4	4.97	19,660	2.0
平成9年	21,151	1,146	11.5	5.42	20,005	1.8
平成10年	21,121	947	△ 17.4	4.48	20,174	0.8
平成11年	20,752	905	△ 4.4	4.36	19,847	△ 1.6
平成12年	20,716	918	1.4	4.43	19,798	△ 0.2
平成13年	20,474	889	△ 3.1	4.34	19,585	△ 1.1
平成14年	20,026	855	△ 3.8	4.27	19,171	△ 2.1
平成15年	19,826	846	△ 1.0	4.27	18,980	△ 1.0
平成16年	19,541	880	3.9	4.50	18,661	△ 1.7
平成17年	19,628	896	1.9	4.57	18,731	0.4
平成18年	19,502	989	10.4	5.07	18,512	△ 1.2
平成19年	19,859	876	△ 11.5	4.41	18,983	2.5
平成20年	19,707	856	△ 2.3	4.34	18,851	△ 0.7

大きく減少しています。もともと、給与総額も減少しているため、その両年についても税引き後の所得は停滞しています。直近では、平成19年の税額が大幅に減少していますが、これは国税から地方税への税金の移し替え＝税源移譲が実施されたことによると考えられます。一方で、この年には定率減税が廃止されています。この結果、平成19年の給与総額から税額を差し引いた額はここで表示した期間中で最も高い伸びを示しています。しかし、税源移譲は国税と地方税の移し替えであることを考慮すると、地方税も差し引いた可処分所得が増加しているとは限りません。

給与総額に占める税額の比率(第3表の(B) / (A)。納税者以外の給与も含めた数値で算出しています)は、平成18年をピークに低下しています。ただ、これも税源移譲などを考慮した実質ベースでは低下しているかは不明です。

(第4表) 企業規模別の平均給与・賞与 (単位: 千円、%、歳、年)

	給与+賞与	うち賞与	賞与の割合	対10億円以上の会社比		平均年齢	平均勤続年数	
				給与+賞与	賞与			
個人	2,275	241	10.6	49.3	16.9	47.4	13.8	
株式会社 資本金	2000万円未満	3,565	309	8.7	77.3	21.6	46.5	10.8
	～5000万円未満	3,544	484	13.7	76.8	33.8	44.5	10.7
	～1億円未満	3,526	608	17.2	76.4	42.5	42.9	10.2
	～10億円未満	3,789	820	21.6	82.1	57.3	41.7	10.6
	10億円以上	4,614	1,430	31.0	100.0	100.0	41.0	13.9
計	3,815	736	19.3	82.7	51.5	43.5	11.4	
その他の法人	3,462	501	14.5	90.7	35.0	46.1	11.3	
合計	3,650	646	17.7	95.7	45.2	44.4	11.5	

企業規模別の給与総額や賞与をみると企業規模（資本金）が大きくなるにつれて、金額が大きくなっています。ただ、その関係は賞与の影響が大きく、給与だけで比較すると必ずしも企業規模の大きいほうが金額が多いというわけではありません。実際、給与のみでは資本金 2000 万円以下の企業が最も高く（ $3565-309=3256$ 、これに対し、10 億円以上の企業は $4614-1430=3184$ ）なっているからです。

給与は生計を維持する主要な手段ですから、毎期の業績に連動して上下するのは望ましくありませんし、実際変動も比較的小幅にとどまっています。これに対して、成果配分的な要素がある賞与は業績との連動で上下する傾向があり、変動率も大きくなっています。企業規模の大きい会社は、賞与の比率が高いため、収入水準は高いにしても、その変動は大きくなりがちであると言えます。

ここでは平成 8 年から平成 20 年までを時系列で比較しました。平均給与は平成 8 年の 371 万円から平成 20 年は 365 万円と 1.7% の低下にとどまっていますが、賞与の水準は 90 万円弱から 65 万円と 3 割近くもの大幅な低下となっています。水準そのものの低下あるいは賞与の支給対象でない（あるいは支給されても少額な）パートやアルバイトなど非正規社員の比率の上昇など、理由については様々なことが考えられます。

企業収益が回復しなければ、給与も賞与も引き上げられないことはいまでもありません。しかし、このように収入が減少を続けると財布の紐が固くなり、消費が拡大しないのは当然です。一方で、報酬が増加しなければ税収は増えず、効果的な経済政策も打ち出しにくくなるという事情もあります。この統計をみるだけでも日本の閉塞状態が示されているのではないのでしょうか。

年金コンサルティング部 リサーチグループ

<コラム> アドリブ経済時評

犯罪が減っている？

1年ほど前であるが、夜、次女が帰宅中にひったくりの被害にあった。

自転車の前カゴのカバンを盗られただけで、幸いケガはなかったが、カバンには財布が入っていて、家の鍵もあったために錠を取り替えたり、証明書を盗られたため来訪者を警戒するなど、しばらくは気持ちが悪い日が続いたことを覚えている。娘は自転車のカゴにネットをかけて、暗い道を避けるようになった。

凶悪でなくても、犯罪が生活に及ぼす影響は大きい。

最近、犯罪が減っているというニュースを見て奇異な感じがし、調べてみた。たしかに犯罪の件数は6年前から続けて減っている。テレビから受ける感覚とは食い違う。

犯罪白書平成21年度版 (<http://www.moj.go.jp/HOUSO/hakusho2.html>)によれば、刑法犯の認知件数は、平成14年(2002年)に約369万件と最高を記録したが、その後は毎年減少し続け、20年(2008年)は253万件になったとある。なお、罪名別構成比を見ると、窃盗が54.2%と最も高く、次いで、自動車運転過失致死傷等、器物損壊、横領、詐欺と続いている。

それにしても意外なのは、ピークから30%以上も減少して減り続けているということである。発生率のほうもほぼ同様だという。

商売柄(?)、てっきり景気に合わせて増減しているものだと思っていた。

飲酒運転の厳罰化ということなど思いつくが、犯罪の増減原因は複雑なようである。

ある心理学者によると「人間はカネのことを考えるだけで、人間は痛み鈍感になり、助けあったり、見知らぬ人と結びつきを持とうと思わなくなる」らしい。

厳しい時代を経験すると、人間は互いに優しくなるという指摘もある。厳しい時代になって、「やり直し」がきかなくなると、皆がはしごから転落しないよう気をつけるようになるともいう。

冒頭の犯罪白書では、戦後を通じて見れば、(犯罪件数は)まだ相当高い水準にある」と指摘しているが、戦後すぐの、皆が飢えてモノがない時代にその件数が150万件ほどだったことを思い合わせると、いったい今の何が悪いのだろうと考え込んでしまう。

【2010/1/26】

青山学院大学社会情報学部教授 岩井千尋

TOPICS1

～平成22年の最低責任準備金のコロナシ利率について (厚生年金基金、告示改正)～

ポイント

今般告示*が改正され、平成22年(1月～12月)の最低責任準備金付利率が△6.83%とされました。

※「厚生年金保険法第85条の2に規定する責任準備金に相当する額の算出方法に関する特例」平成11年9月3日厚生省告示第192号

厚生年金基金への影響 (三菱UFJ年金情報2009年9月号TOPICS2でご案内済)

最低責任準備金付利率は厚生年金基金本体の運用利回り実績に基づき決定されますが、厚生年金基金本体の運用利回りは基金の財政運営上、以下に影響があります。

- ① 期ズレ解消後の最低責任準備金(「最低責任準備金(継続基準)」)*の算出に用いる利率
⇒平成21年8月6日付通知で対応済
(三菱UFJ年金情報2009年9月号TOPICS5でご案内)
- ② 従来(期ズレ解消前)の最低責任準備金の付利率
⇒今回の告示対応分
- ③ 回復計画上の最低責任準備金の付利率
⇒意見募集は終了しているものの通知は未発出

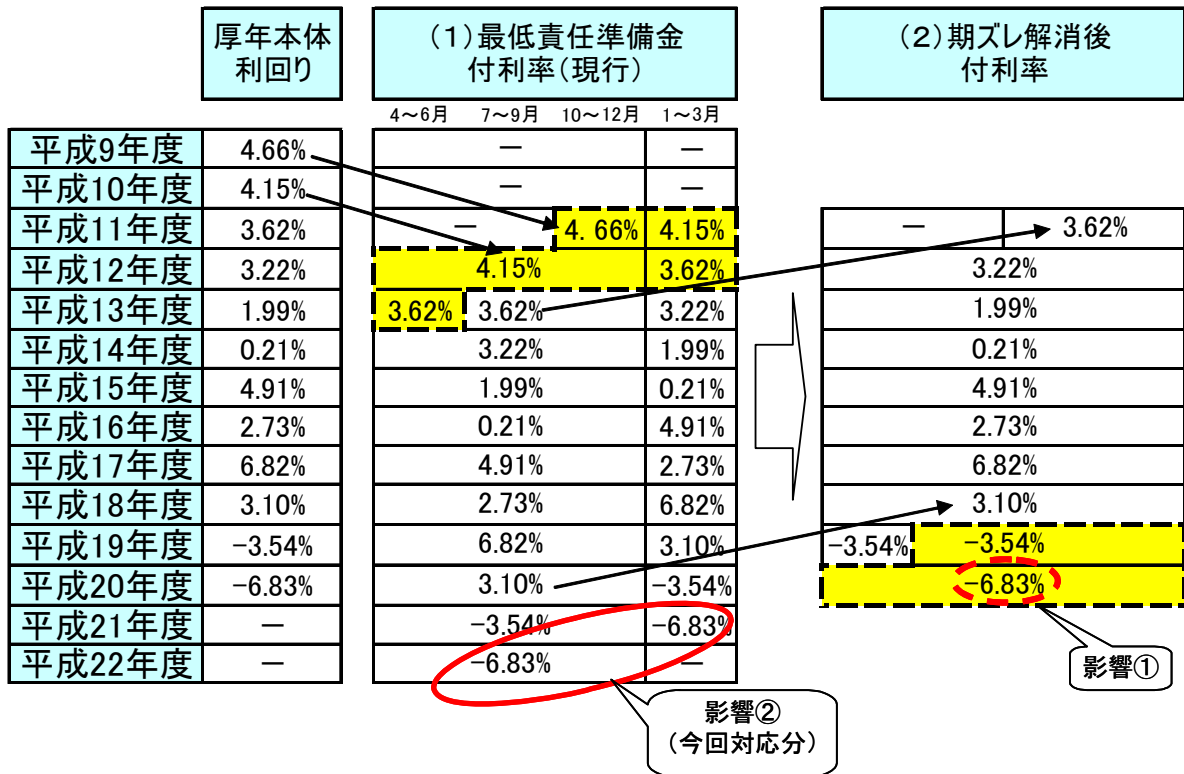
*従前は解消前後の最低責任準備金の差額を最低責任準備金調整加算/控除額として計上し、期ズレ解消後の最低責任準備金を直接計上しないこととされていたものです。予算通知(「厚生年金基金の平成22年度の予算編成について」(平成21年12月8日年企発1208第1号))によりその取扱いが変更され、期ズレ解消後の最低責任準備金を直接「最低責任準備金(継続基準)」として計上することとされました。

影響① 期ズレ解消後の最低責任準備金の付利率

- ✓ 平成20年度の厚年本体の運用利回りは、平成20年4月から平成21年3月の期ズレ解消後の最低責任準備金（「最低責任準備金（継続基準）」）の付利率に適用。
⇒期ズレ解消後の最低責任準備金は、継続基準の財政検証および掛金算定で使用

影響② 従来（期ズレ解消前）の最低責任準備金の付利率

- ✓ 平成20年度の厚年本体の運用利回りは、平成22年1月から12月の従来の（期ズレを解消しない）最低責任準備金の付利率に適用。
⇒従来（期ズレ解消前）の最低責任準備金は、非継続基準の財政検証および解散等の資産移換時に使用。平成21年の非継続基準の財政検証では最低責任準備金額が従来より減少します。



影響③ 回復計画上の最低責任準備金の付利率

- ✓ 非継続基準における積立水準の回復計画において、将来予測の前提として当該告示を反映させることにより積立目標である最低責任準備金の将来予測値が告示前の前提（△3.54%）で算出したものより減少することになります。

平成19年度：△3.54%；直近3年平均 2.13%

⇒平成20年度：△6.83%；直近5年平均 0.46%（5年平均への通知変更は未済）

⇒ 弊社よりご報告の回復計画上の最低責任準備金の将来予測値は今回の告示を既に反映させたものになっております。

《厚生年金本体の運用実績》

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
年度実績	2.73%	6.82%	3.10%	△3.54%	△6.83%
過去3年平均			4.22%	2.13%	△2.42%
過去5年平均					0.46%

影響③

《回復計画策定上の最低責任準備金の付利率》

	平成21年1月～12月	平成22年1月～12月	平成23年以降
付利率①(過去5年平均)	△3.54%	△6.83%	0.46%
付利率②(厚年本体の前提)	(告示の値)	(今回示されたもの)	1.9%※
①と②の小さい方	—	—	0.46%

※平成21年厚年本体財政検証における平成23年度の運用利回り前提を記載

TOPICS2

～過去期間代行給付現価の予定利率について（厚生年金基金、政令改正）～

ポイント

過去期間代行給付現価算定の基礎となる予定利率を変更（3.2%⇒4.1%）する政令改正※がなされました。

※「厚生年金基金令の一部を改正する政令」政令第306号

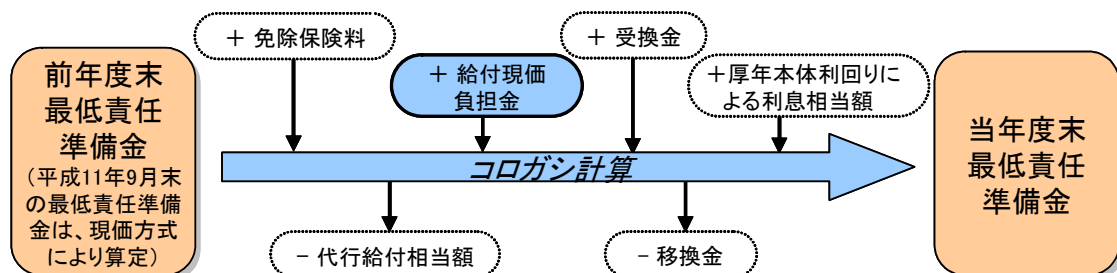
概要・影響

- ✓ 5年に1度の厚生年金本体の「財政の現況及び見通し」の諸前提の見直しに伴うもの。
- ✓ 4.1%は、代行保険料率・連合会移換現価率の予定利率としてご案内済。
- ✓ 予定利率改定に伴い過去期間代行給付現価は減少し、国から基金に支給される給付現価負担金が減少することになる。
- ✓ 給付現価負担金の減少は基金の資産・債務両方の減少を意味し、財政上の過不足は発生しない。

<国からの負担金の交付または超過分の調整方法>

最低責任準備金÷過去期間代行給付現価	調整方法
1.5超	代行保険料率を引下げる (代行給付費の予想額から超過額を控除し、代行保険料率を算定)
1/2以上1.5以下	—
1/4以上1/2未満	「(過去期間代行給付現価×1/2－最低責任準備金)×1/5」を国から基金へ交付
1/4未満	「過去期間代行給付現価×1/2－最低責任準備金」を国から基金へ交付

<最低責任準備金の算出方法>



TOPICS3

～移換現価率等の変更に関する告示発出（厚生年金基金）～

ポイント

標記につきましては意見募集^{※1}が行われておりましたが、今般告示が発出^{※2}されたのでご案内します。告示の概要は過去ご案内の内容^{※1}と同じです。

- ① 移換現価率の変更
- ② 過去期間代行給付現価算出用の現価率の変更
- ③ 新免除保険料の適用開始月を平成22年4月とする

【施行日】 平成22年4月1日

※1 三菱UFJ年金情報2009年10月号TOPICS3でご案内済

※2 平成22年1月15日厚生労働省告示第11号、同第12号、同第13号

<上記①②の改正理由>

- ✓ 5年に1度の厚生年金本体の「財政の現況及び見通し」の諸前提の見直しに伴い、免除保険料率の予定利率（3.2%⇒4.1%）・予定死亡率が改定^{※3}され、上記①②の計算前提についても同様に改定するもの。

<上記③の改定理由>

- ✓ 法令上^{※4}「財政の現況及び見通し」の公表月（平成21年2月）の翌月より1年6ヶ月以内に適用すると定められており、具体的な適用開始月を告示で定めるも

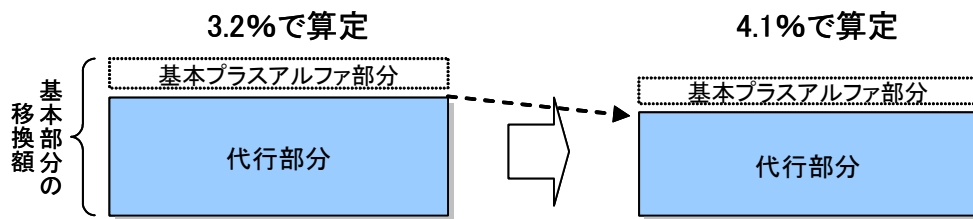
※3 ・三菱UFJ年金情報2009年8月号TOPICS1参照

・三菱UFJ年金情報2009年10月号TOPICS2参照

※4 厚生年金基金令第36条の2第2号

移換現価率変更の影響

- ✓ 基本部分の連合会への資産移換額は、「代行部分の年金額×移換現価率①+基本プラスアルファ部分の年金額×移換現価率②」で求められる。
- ✓ 移換現価率①は今回の改正予告告示で示され、移換現価率②は連合会が規約に定める（現在は①、②共に3.2%）が、予定利率・死亡率の見直しにより代行部分の移換額は減少する。
- ✓ 移換金の減少は基金の資産・債務双方の増加を意味する。（下図<最低責任準備金の算出方法>参照）



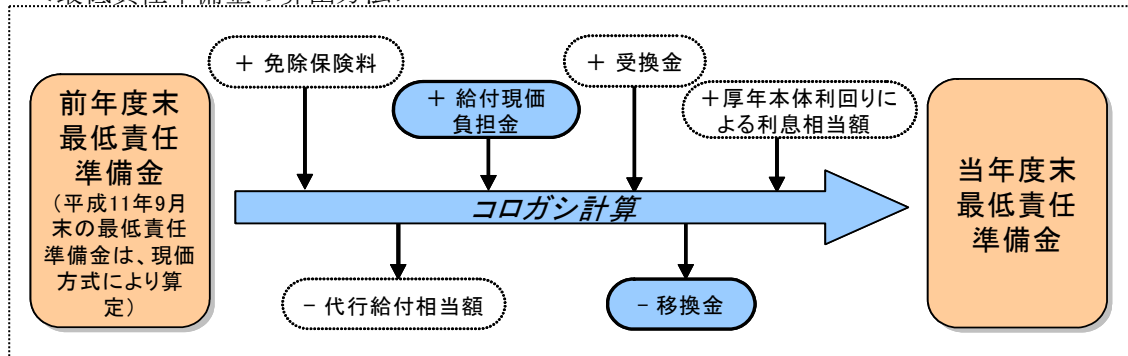
移換現価率変更の影響

- ✓ 予定利率・死亡率改定に伴い過去期間代行給付現価は減少するが、このことにより財政中立化によって国から基金に支給される給付現価負担金が減少することになる。
- ✓ 給付現価負担金の減少は基金の資産・債務双方の減少を意味する。（下図<最低責任準備金の算出方法>参照）

<国からの負担金の交付または超過分の調整方法>

最低責任準備金÷過去期間代行給付現価	調整方法
1.5超	代行保険料率を引下げる (代行給付費の予想額から超過額を控除し、代行保険料率を算定)
1/2以上1.5以下	—
1/4以上1/2未満	「(過去期間代行給付現価×1/2-最低責任準備金)×1/5」を国から基金へ交付
1/4未満	「過去期間代行給付現価×1/2-最低責任準備金」を国から基金へ交付

<最低責任準備金の算出方法>



TOPICS4

～掛金分離等の財政運営基準等への反映（通知改正、厚生年金基金）～

ポイント

昨年7月に意見募集が行われておりました掛金分離等が通知^{※1}に反映されましたので、行政確認事項も含めご案内いたします。

- 前回意見募集時^{※2}の内容から大きな変更はなし
（主な変更箇所は、最低責任準備金調整額、資産評価調整額等の貸借対照表での計上方法が変更された。 ^{※3}）
- 掛金分離等の新基準適用は平成22年3月31日基準から
- 但し経過措置により平成24年3月31日までは、旧基準の適用可能
- 今回の通知の内容には、DBでも同様に考えられる部分もありますが、現在のところDBの通知発出はされていません。

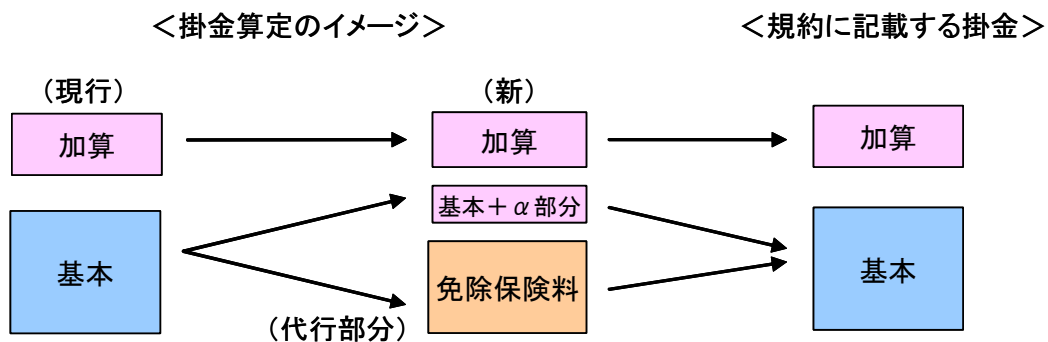
- ※1 『代行保険料の算定に関する取扱いについて』等の一部改正について」平成22年1月15日年発第0115第1号、『厚生年金基金の設立、合併及び分割等の認可申請等の手続について』の一部改正について」平成22年1月15日年企発0115第1号
- ※2 三菱UFJ年金情報2009年8月号TOPICS1でご案内済
- ※3 三菱UFJ年金情報2009年8月号TOPICS2でご案内していた内容が変更

次ページ以降で掛金分離の内容等過去にご案内分もまとめて整理しましたのでご覧ください。（下線部分が今回新たに判明した部分もしくは変更された部分です。）

①掛金分離の詳細について

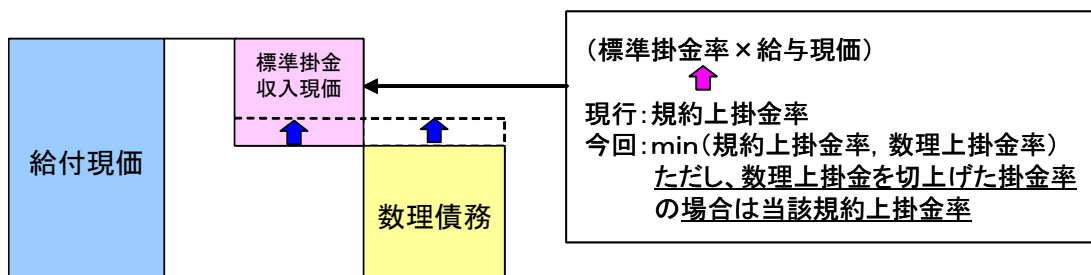
【掛金分離】

- ✓ 三菱UFJ年金情報2009年8月号TOPICS1でご案内済の内容が通知に手当されたものです。
- ✓ 代行部分については財政的に中立化されていることから、基金の独自給付である基本プラスアルファ部分と切り離しそれぞれで財政計算を実施することになりました。
- ✓ 代行部分の規約上標準掛金率は免除保険料率となります。
- ✓ 代行部分の予定利率は厚年本体の長期期待収益率を勘案し基金が決定するとされた。
- ✓ 代行部分と基本プラスアルファ部分の規約上掛金の合計したものを基本部分の規約上掛金として規約に定めます。
- ✓ 基本プラスアルファ部分の規約上標準掛金率は原則、数理上掛金率を四捨五入したもの（四捨五入した結果、規約上標準掛金率を0‰とすることは可能）。
- ✓ 特別掛金も代行部分と基本プラスアルファ部分に区分して算定することになります。
- ✓ 基本部分の特別掛金は代行部分と基本プラスアルファ部分の数理上特別掛金率をそれぞれ四捨五入したものの合計となりました。



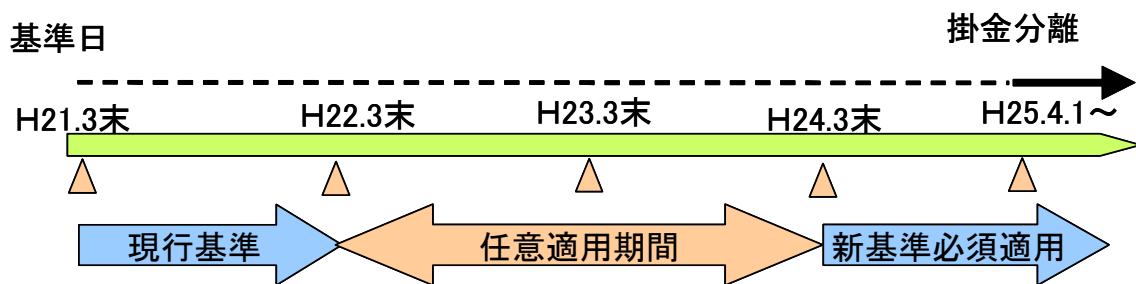
【数理債務の計算方法】

- ✓ 三菱UFJ年金情報2009年8月号TOPICS1でご案内済の内容が通知に手当されたものです。
- ✓ 数理債務等を計算する際に規約上掛金率を用いていたものを、数理上掛金率と規約上掛金率のいずれか小さい方に変更。ただし、数理上掛金率を切上げた掛金率を規約上掛金とする場合は当該規約上掛金率を使用する。
- ✓ 規約上掛金率が数理上掛金率を上回っている場合、そのままの規約上掛金率を継続することが可能。
ただし、数理上掛金率を切上げた掛金率を上回っている部分は、数理債務（標準掛



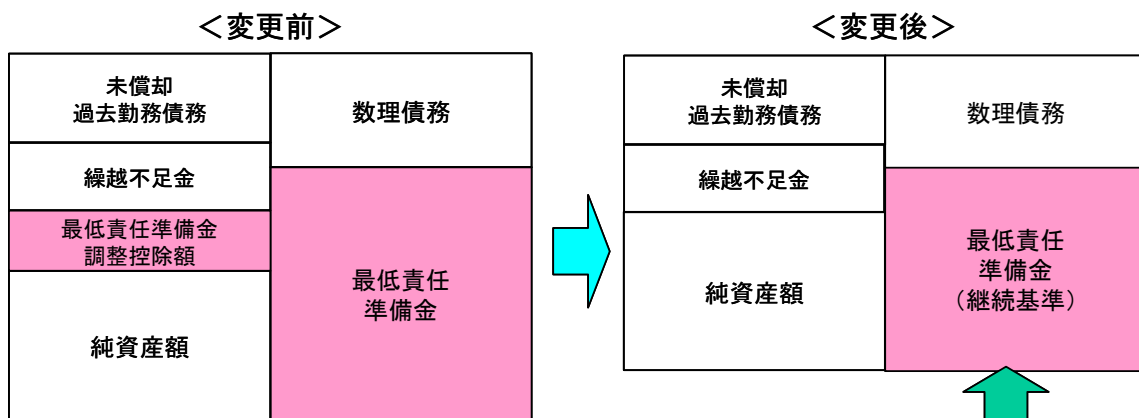
②掛金分離の適用に関する経過措置（以前の内容から変更なし）

- ✓ 三菱UFJ年金情報2009年9月号TOPICS 6でご案内済の内容が通知に手当されたものです。
- ✓ 掛金分離、数理債務の計算方法の変更については、平成22年3月31日基準からとされましたが、経過措置が設けられ、平成24年3月31日基準までは、現行（旧）基準の適用が可能です。
⇒平成23年3月末基準で掛金引き上げ猶予明けの掛金率を計算する場合、掛金分離等を織り込まない対応も可能



③最低責任準備金調整額等の計上方法の変更（平成22年3月末～）

- ✓ 今回の通知改正で、新たに改正された事項です（予算通知では示されていた）。
- ✓ 期ズレ調整額の貸借対照表への計上方法の方針が変更されました。
- ✓ 現行基準の最低責任準備金と期ズレ解消後の最低責任準備金の差額を最低責任準備金調整控除（加算）額として認識していましたが、期ズレ解消後の最低責任準備金そのものを最低責任準備金（継続基準）として貸借対照表に計上することになりました。



- 非継続基準・解散基準の最低責任準備金は従来の期ズレありのものを使用するため、今後は2種類の最低責任準備金が並存することになります。

④資産評価調整額の計上方法の変更（平成22年3月末～）

- ✓ 今回の通知改正で、新たに改正された事項です。
- ✓ 最低責任準備金調整額の計上方法の変更に伴い、数理的評価を採用している場合の時価・簿価の調整額の貸借対照表への計上方法も変更されました。
- ✓ 正值、負値により加算額、控除額と異なる勘定科目を使用していましたが、正負で同じ勘定科目を使用するところになります。
資産評価調整控除額の場合、資産勘定にマイナスの数値で計上されることとなります。

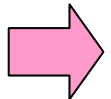
<変更前>

<変更後>

(加算額の場合)

(加算額の場合)

未償却 過去勤務債務	数理債務
繰越不足金	
資産評価調整加算額	最低責任 準備金 (継続基準)
純資産額	



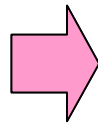
(名称のみ
の変更)

未償却 過去勤務債務	数理債務
繰越不足金	
資産評価調整額	最低責任 準備金 (継続基準)
純資産額	

(控除額の場合)

(控除額の場合)

未償却 過去勤務債務	数理債務
繰越不足金	
純資産額	最低責任 準備金 (継続基準)



未償却 過去勤務債務	数理債務
繰越不足金	
純資産額	最低責任 準備金 (継続基準)

- ・ 勘定科目の修正に伴い、脱退事業所の一括拠出に関する規定に資産評価調整加算額を記載している場合の年金規約の修正は不要と確認しております。
 実際の取扱いは規約の記載内容によるため、弊社営業担当者あてご相談ください。

⑤回復計画上の最低責任準備金の付利率

✓ 厚生年金本体の平成20年度の運用実績が△6.83%と公表されたことに伴い、回復計画上の最低責任準備金の付利率が現行の3年平均では下表のとおりマイナスの利回りとなることから、5年平均に変更されました。

《厚生年金本体の運用実績》

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
年度実績	2.73%	6.82%	3.10%	△3.54%	△6.83%
3年平均			4.22%	2.13%	△2.42%
5年平均					0.46%

《回復計画策定上の最低責任準備金の付利率》

	平成22年1月～12月	平成23年以降
付利率①(5年平均)	△6.83%※1	0.46%
付利率②(厚年本体の前提)		1.9%※2
①と②の小さい方	—	0.46%

※1 三菱UFJ年金情報2009年9月号TOPICS5でご案内

※2 平成21年厚年本体財政検証における平成23年度の運用利回り前提を記載した。
平成21年度以降の運用利回り前提は以下の表の通り。

年度	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32年度以降
利率(%)	1.5	1.8	1.9	2.0	2.2	2.6	2.9	3.4	3.6	3.9	4.0	4.1

《厚生年金本体の運用実績の厚生年金基金への影響》

厚年本体の運用利回りは、基金の財政運営上、以下の①～③の利率に影響があります。

- ① 「最低責任準備金（継続基準）」の付利率
⇒ 平成21年8月6日付通知で対応済(三菱UFJ年金情報2009年9月号TOPICS5でご案内)
- ② 回復計画上の最低責任準備金の付利率
⇒ 今回の通知対応分
- ③ 期ズレ解消前の最低責任準備金の付利率
⇒ 平成21年12月28日告示で対応済

- ▶ 本資料は、お客様に対する情報提供のみを目的としたものであり、弊社が特定の有価証券・取引や運用商品を推奨するものではありません。
- ▶ 本資料に記載している見解等は本資料作成時における見解等であり、経済環境の変化や相場変動、年金制度や税制等の変更によって予告なしに内容が変更されることがあります。また、記載されている推計計算の結果等につきましては、前提条件の設定方法によりその結果等が異なる場合がありますので、充分ご注意ください。
- ▶ 本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したのですが、その内容の正確性・完全性の保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認くださいようお願い申し上げます。
- ▶ 本資料の分析結果・シミュレーション等を利用したことにより生じた損害については、当社は一切責任を負いません。
- ▶ 当レポートの著作権は三菱 UFJ 信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。
- ▶ 本資料で紹介・引用している金融商品等につき弊社にてご投資いただく際には、各商品等に所定の手数料や諸経費等をご負担いただく場合があります。また、各商品等には相場変動等による損失を生じる恐れや解約に制限がある場合があります。なお、商品毎に手数料及びリスクは異なりますので、当該商品の契約締結前交付書面や目論見書またはお客様向け資料をよくお読み下さい。

